相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市元本郷町四丁目五〇番地二、最後の住所東京都八王子市川口町一五四三番地青陽園　被相続人　亡　鈴木　知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

事務所東京都武蔵野市中町一―二八―一〇　ローラン武蔵野二階武蔵野法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井口　宇乃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草四丁目六一番地、最後の住所東京都練馬区豊玉北四丁目一三番二―七〇六号　被相続人　亡　大畠　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

事務所東京都千代田区神田多町二丁目一一番四号セキビル五階柄澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柄澤　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区滝野川七丁目七番地六、最後の住所東京都北区滝野川七丁目七番一―二〇一号　被相続人　亡　**藤**井　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

事務所東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　隆宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県桜川市南飯田九九番地二四、最後の住所東京都中野区野方三丁目二九番五号アムス野方五〇一　被相続人　亡　小貫八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区柿の木坂一丁目八番、最後の住所東京都八王子市美山町一四六三番地美山苑　被相続人　亡　熊谷　智

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号ＡＫオギクボビル五階五〇一号髙村法律事務所　相続財産管理人弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市多良見町化屋一五八九番地、最後の住所東京都世田谷区野沢三丁目五番一四号しまナーシングホーム　被相続人　亡　白石　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

東京都港区赤坂四丁目九番一七号赤坂第一ビル一階いちょう坂法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村上　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市砂川町六丁目二〇番地一〇、最後の住所東京都立川市砂川町六丁目二〇番地の一〇　被相続人　亡　斧田美智雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

事務所東京都調布市小島町二丁目四五番地二二ワイズビル三〇一調布くすのき法律事務所　相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市三ケ一三〇九の二の一番地、最後の住所富山県魚津市仏田九六五番地二　被相続人　亡　吉崎　絹子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

富山県魚津市釈迦堂一丁目一二番一八号魚津商工会議所ビル五階法テラス魚津法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村山　勇輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市清住町三丁目一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　工藤　眞久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

岐阜市端詰町五五番地オフィスＩ・Ｏ・Ｐ二階　秋保法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋保　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区十三元今里三丁目六五番地、最後の住所大阪市北区大淀南二丁目九番一七号　被相続人　亡　薩摩　朋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

大阪市中央区今橋一―七―一九北浜ビルディング一三階　相続財産管理人　弁護士　志和　謙祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区西七条西久保町四番地、最後の住所大阪市西成区津守三丁目一番一―一〇四号　被相続人　亡　木下　滋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

大阪市中央区今橋一―七―一九北浜ビルディング一三階　相続財産管理人　弁護士　志和　謙祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県平田市地合町一一九番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　佐藤　光**吉**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

島根県出雲市塩冶町一五八九番地　相続財産管理人　司法書士　加藤　浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県三井郡善導寺村大字與田五一八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　坂井アサノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二日

福岡県久留米市国分町五一六番地　相続財産管理人　鶴橋　正輝